

鶴岡市スポーツ強化後援会競技団体選手強化事業費交付要綱

平成29年7月12日決裁

1 目的及び交付

会長は、地元選手の競技力の向上を目的に特定非営利活動法人鶴岡市スポーツ協会加盟競技団体が実施する選手強化事業に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で「競技団体選手強化事業費（以下、「選手強化費」という。）」を交付する。

2 交付対象者

この選手強化費の交付対象者は、特定非営利活動法人鶴岡市スポーツ協会に加盟する競技団体とする。ただし、鶴岡市ゲートボール連合会を除く。

3 交付対象事業

選手強化費の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 小学生及び中学生の選手強化に関する事業
- (2) 高校生及び高専生の選手強化に関する事業
- (3) 大学生及び社会人の選手強化に関する事業
- (4) 指導者の養成に関する事業

4 交付対象経費

選手強化費の交付対象となる経費は、事業の実施に要する経費とし、別表に定めるところによる。

5 交付する額

選手強化費の額は、交付対象経費の合計額以内とし、事業の内容及び効果を勘案して算定する額とする。

6 交付申請書及び実績報告書の添付書類

交付申請書（様式1）に添付すべき書類は、「実施要項又は事業の案内文書等、事業内容が把握できる書類」及び「予算書（様式3）」とする。また、実績報告書（様式2）には「決算書（様式3）」を添付しなければならない。

7 事業の経理等

事業実施者は、この事業に係る経費の帳簿及びすべての証拠書類を備え、その収支の状況を明らかにしておくとともに、事業の完了の日の属する年度の終了後10年間、会長の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

8 実績報告書の提出期限

この事業の実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

附 則（令和5年3月16日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る事業費から適用する。

別表

競技団体選手強化事業交付対象経費	
報償費	・講師・指導者等への謝金
旅費	・講師、指導者等の交通費・宿泊費 ・強化合宿、遠征等の交通費・宿泊費
消耗品費	・事務用品、競技必需品、医薬品代等
印刷製本費	・チラシ、パンフレット、資料等の印刷代等
通信費	・郵便料等
保険料	・傷害保険等
使用料	・会場使用料、車借上げ料、レンタル機器の使用料等
食糧費	・講師・指導者・強化事業運営スタッフ昼食代、お茶、 スポーツドリンク代等
・その他会長が認めたもの	

※ 補助対象外経費：人件費、備品購入費、懇親会費